

## 令和 7 年度山陽小野田市介護給付適正化に係る留意事項

**1. ケアプラン提出を求めるケースの内、必要書類が未提出だったケースについて**

短期入所生活介護の利用期間が認定期間の半分を超えているケースや、軽度者の福祉用具貸与において、必要書類が未提出だった事例があった。今後、ケアプラン提出を求めるケースの取扱いについて、ケアマネジャーに示し、周知を徹底する。

**2. 徘徊感知以外の目的で徘徊感知機器が貸与されている可能性があるケースについて**

当初徘徊感知目的で徘徊感知機器を貸与していたが、入所後に認知機能と身体機能が低下し、移動は車椅子で全介助となったが、引き続き徘徊感知機器を貸与されている事例があった。今回のケースでは返却をされていたが、徘徊感知機器を転倒の予防や、異常の早期発見のために介護保険で貸与されている事例があれば、徘徊感知機器の本来の目的は徘徊を感知することであるため、支援者間で目的を共有し、適切に給付するようケアマネジャーに周知していく。

**3. お泊りデイサービス利用中に居宅介護サービスを利用していたケースについて**

お泊りデイサービス利用中に訪問看護のサービスを介護保険で利用されている事例があった。お泊りデイサービスは居宅の扱いとはされていないため、そこに居宅介護サービスが介護保険で支援に入ることはできないことをケアマネジャーに周知していく。

**4. 施設入所の際、実際に住んでいない住所に住民票を異動したケースについて**

住所地特例施設に入所する際に、居住実態のない市内の住所に一度住民票を異動することで、保険者が山陽小野田市に変更になっている事例があった。市外の施設入所により転出する際や、反対に市内の施設入所により転入する際には、事前にケアマネジャーからも説明し理解を得た上で、介護保険制度に沿った適切な住所変更手続きをしていただけるよう改めて周知する。また、ケアマネジャーから、実際に住まないところに住民票を異動することについて提案しないことについても周知を徹底する。

**その他（報告）****山陽小野田市独自でケアプラン提出を求めているケースについての協議**

本市独自でケアプラン提出を求めているケースの取扱いについて見直し案を提案し、委員より承認をいただいた。今後、新たな取扱いについて、4月のケアマネジャー連絡会でケアマネジャーに示し、周知を徹底していく。